

**この欄は、記入しないで下さい。**

利用決定・利用不可決定。令和 年 月 日決定  
月 日に利用者へ電話・FAXにて通知

## 多目的広場利用申込書

令和 年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

利用者（代表者）住 所  
氏 名  
電話番号  
携帯電話  
F A X

（代表者不在の場合の連絡先）住所  
氏名  
電話番号  
携帯電話

下記のとおり、多目的広場の利用を申込みます。  
なお、利用に当たっては、利用許可条件を厳守いたします。

### 記

**この欄は記入不  
要**  
整理番号

1. 利用月日 令和 年 月 日
  2. 利用時間 午前 午前  
午後 時 分 から 午後 時 分 まで
  3. 利用目的
  4. 利用人数 人（応援等を含む）
- 複数日の申込みをされる場合は、別に定められた様式に記入し、本申請書に添付してください。

**※ 利用決定の連絡は、電話又はFAXにて決定者のみに行います。  
連絡がない場合は、利用は認められなかったものとなります。**

### ※ 利用許可条件

1. 利用時間は、必ず厳守すること。準備や後かたづけの時間は、利用時間に含まれます。
2. 利用後は、トンボで整地を行い、施設内を点検し、ゴミ、施設の破損等がないか確認をすること。（飲み物等のゴミは、各自持ち帰ること）
3. 施設の破損等については、直ちに新長崎漁港駐在事務所に報告し、指示を受けること。施設を破損した場合は、利用者の弁償となります。
4. 危険な行為、迷惑行為及び営業行為は禁止します。
5. 公園内でのケガ・事故等に関しては、各自の責任となりますので十分に気をつけること。
6. 利用中に第三者に損害を与えたときは、当事者間で問題解決すること。
7. 駐車場の利用は、午前9時45分から午後5時15分（4月から8月の土日祝日のみ午後6時30分）までであり、利用時間は厳守すること。**（駐車場利用時間外は施錠します。）**また、駐車場の駐車スペースは限られているので、乗り合わせて来場すること、路上駐車等法令違反はしないこと。
8. 長崎県新長崎漁港駐在事務所の職員等の指示には必ず従うこと。
9. **上記条件が、守られないとき又は住民等から苦情があった場合は、利用の中止若しくは多目的広場等からの退去を命ずることがある。また、場合によっては今後一切利用許可しない。**

